

第3子以降学校給食費免除制度（学校給食費の一部無料化）について



【目的】

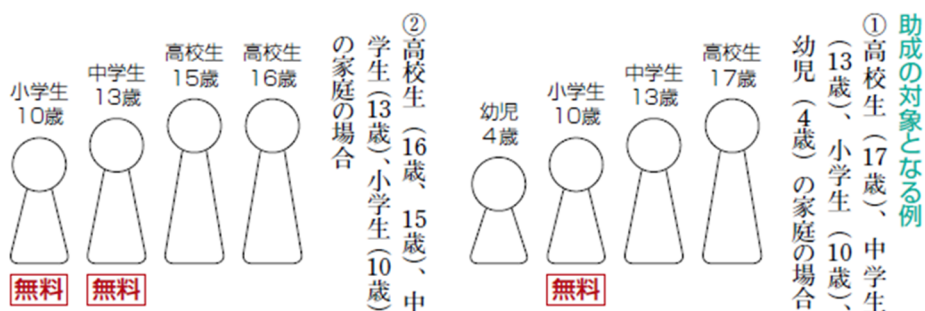
この制度は、多子世帯の保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援を推進することを目的としています。

【免除対象者】

免除の対象者は、次のいずれにも該当する世帯の保護者のうち申請があり、市の認定があった方となります。

なお、生活保護の認定により学校給食費相当額の給付を受けている場合は対象となりません。

- (1) 児童、生徒及び保護者が市内に住所を有していること
- (2) **平成17年4月2日以降**に生まれた子を3人以上養育され、そのうち年長の子から3人目以降の児童生徒（以下、「対象児童等」という。）が、宍粟市立小学校又は中学校に在籍している保護者



【免除する額】

対象児童等の学校給食費相当額

令和4年度での牛乳ありの場合：年額 小学生 41,800円、中学生 45,100円

※ 令和5年度途中の申請となった場合は、認定以降の学校給食費が免除対象となります。

【申請方法】

学校給食申込書などと合わせて返信用封筒で郵送いただくか市役所教育委員会（学校教育課）、または各市民局まちづくり推進課へ提出をお願いします。

※ **申請は毎年必要となります。本年度、免除対象となっている方で令和5年度も免除対象となる場合も提出してください。**

【お問い合わせは】

山崎学校給食センター（☎0790-63-0081）
一宮波賀学校給食センター（☎0790-72-0345）
ちくさ学校給食センター（☎0790-76-8181）

※裏面が「申請書」となっています。